

特定非営利活動法人霞ヶ浦アカデミー 2020年度 通常総会 資料



※2020年度の通常総会は書面での決議による

次 第

1. 開会
2. 理事長挨拶
3. 議長選任
4. 定数確認（出席 名，委任 名，計 名）
5. 議事録作成人指名・署名人選任

6. 審議事項
 - 1) 2019 年度事業報告
 - 2) 2019 年度会計報告
 - 3) 会計監査報告
質疑および承認
 - 4) 2020 年度事業計画（案）
 - 5) 2020 年度収支予算（案）
 - 6) 役員を選任
質疑および承認

7. その他
8. 閉会

2019年度 事業報告

活動の概況

2018年10月に、わたしたちNPO法人霞ヶ浦アカデミーは設立10周年を迎えた。それに合わせて、設立10年の記念誌の準備し、2019年に刊行することが出来た。また、第17回世界湖沼会議の中で報告した、「日本ウナギ衰退原因の新しい仮説」について、水産増殖学会へ掲載されることになり、ウナギの減少原因が利根川開発にあるという当会の仮説を示すことが可能となった。「生き物アカデミー事業」においては、霞ヶ浦における暮らしを小中学生が体験できる内容として、漁業体験を中心に行い、新しい暮らしの1ピースになることを願い葦舟の製作などを加えた。

特定非営利活動に係る事業

1 生き物アカデミー講座開催 年12回実施

小中学生を中心に生徒を募集し、霞ヶ浦における観察会を中心に魚類の採集や調査を行いました。特に、湖岸の自然の再生について観察会や討論、提案等を行いました。

4月21日「フナ産卵場を調べる」

講師：浜田篤信

5月19日「たかっぼの製作」

講師：額賀勝男

6月16日「たかっぼの引き上げ・笹浸しの製作」

講師：額賀勝男（茨城県森林湖沼環境税活用事業）

7月21日「笹浸しの引き上げ・魚とり」

講師：額賀勝男（茨城県森林湖沼環境税活用事業）

8月18日「カヌー体験」

講師：森保文（子どもゆめ基金助成事業）

9月15日「カヌー体験」

講師：森保文（茨城県森林湖沼環境税活用事業）

9月22日「カヌー体験」

講師：森保文（子どもゆめ基金助成事業）

10月20日「投網の練習」

講師：浜田篤信（茨城県森林湖沼環境税活用事業）

11月17日「エビ・ハゼを捕まえよう」

講師：喜多見照男（茨城県森林湖沼環境税活用事業）

12月15日「アシ舟を造る①アシの刈り取り」

講師：森保文、額賀勝男、菊地章雄（子どもゆめ基金助成事業）

1月19日「アシ舟を造る②パーツの組み立て」

講師：森保文、額賀勝男、菊地章雄（子どもゆめ基金助成事業）

3月15日「アシ舟を造る③葦船に乗る」

講師：森保文、額賀勝男、菊地章雄（子どもゆめ基金助成事業）

2 講座

(1) 総会記念講演会

開催日 2019年5月19日（日）

講師 萩原富司氏（NPO法人土浦の自然と歴史を守る会）

場所 霞ヶ浦環境科学センター 会議室A・B（土浦市）

(2) 湖上スクール（茨城県森林湖沼環境税活用事業）

開催日 2019年8月24日

参加者数 16名

場所 土浦駅集合、霞ヶ浦観光遊覧船ラクスマリーナ船上（土浦市）、
霞ヶ浦ふれあいランド（行方市）

(3) 湖上スクール（茨城県森林湖沼環境税活用事業）

開催日 2019年11月19日

参加者数 37名

場所 羽鳥駅集合、霞ヶ浦観光遊覧船ラクスマリーナ船上（土浦市）、他

(4) 霞ヶ浦導水事業についての座談会

開催日 2020年2月16日14時～5時半

講師 濱田篤信氏（当会監事）

場所 霞ヶ浦環境科学センター 会議室A・B（土浦市）

3 調査研究事業

(1) ニホンウナギの資源研究

絶滅危惧種IB類に指定された本種について、その減少原因に関する仮説を設定し、
検証の作業を進め論文を作成、水産増殖学会への投稿を行った。

4 日越漁村農村交流会

日本で就業するベトナム人を対象に交流会を春・秋の2回開催した。日本の農村、
漁村について、学び・体験するプログラムを通し、両国の交流と、情報交換を目的と
している。

●日越農村漁村交流会2019春

開催日：4月27日（土）～28日（日）

場所：高須交流センター、他（行方市）

参加費：6,500 円

参加者：16 名

主なプログラム：田植え体験、大葉の収穫、他

●日越農村漁村交流会 2019 秋

日付：平成 30 年 9 月 29 日(土)～30 日(日)

場所：高須交流センター、他（行方市、小美玉市）

参加費：6,500 円

参加者：7 名

主なプログラム：カヌー体験、タカノフーズ納豆工場見学、他

5 出張講座

(1) なめがたミレニアムマルシェ（ポスター展示）

開催日：2019 年 12 月 7 日、8 日

場所：道の駅たまつくり（行方市）

(2) 霞ヶ浦ふれあいランド主催カヌー体験

開催日 2019 年 8 月 31 日

場所 霞ヶ浦ふれあいランド（行方市）

(3) 土浦二中地区公民館講座

トンボ講座と題して講師を担当し、トンボについての講話とベトナムの竹とんぼへの絵付け体験を実施した。

実施日：2019 年 7 月 20 日

場所：土浦二中地区公民館（土浦市）

6 広報事業

(1) 会報の発行

海夫通信 31 号～33 号を発行しました。

(2) ホームページの更新

活動内容などホームページを更新しました。

(3) ブログ・フェイスブックの更新

ブログ「海夫通信.com」、フェイスブックの更新を定期的に行っています。フェイスブックのフォロワーは 320 名（前年比+70 名）、投稿回数は 48 回、記事のリーチ数は最大 1688 件でした。

7 設立10周年記念誌の作成

設立10周年記念誌を発行し、会員などへ送付しました。また、アマゾンで購入可能とした。

8 理事会・総会

(1) 総会 2019年5月19日 15:30~17:00

開催場所：霞ヶ浦環境科学センター

事業報告・会計報告、事業計画・予算について質疑・承認

(2) 理事会および協議会

第1回 4月21日 13時~15時

開催場所：A-1 建築事務所

第2回 6月16日 13時~15時

開催場所：A-1 建築事務所

第3回 7月21日 13時~15時

開催場所：A-1 建築事務所

第4回 8月18日 13時~15時

開催場所：A-1 建築事務所

第5回 9月15日 13時~15時

開催場所：A-1 建築事務所

第6回 10月20日 13時~15時

開催場所：A-1 建築事務所

第7回 11月17日 13時~15時

開催場所：A-1 建築事務所

第8回 12月15日 13時~15時

開催場所：A-1 建築事務所

第9回 1月19日 13時~15時

場所：A-1 建築事務所

第10回 2月16日 13時~15時

開催場所：A-1 建築事務所

第11回 3月15日 13時~15時

開催場所：A-1 建築事務所

2019年度 決算書

特定非営利活動に係る事業

収入の部

費 目	予算額 (円)	決算額 (円)	増 減
前年度繰越金	362,382	362,382	0
入会金・会費	50,000	65,000	15,000
事業費	100,000	168,075	68,075
寄付金	150,000	212,850	62,850
助成金	500,000	680,000	180,000
その他事業から	50,000	0	△ 50,000
雑収	18	1	△ 17
合計	1,212,400	1,488,308	275,908

支出の部

費 目	予算額 (円)	決算額 (円)	増 減
(事業費)	760,000	1,027,403	267,403
会議費	10,000	10,677	677
報償費	100,000	218,500	118,500
消耗品費	100,000	612,573	512,573
印刷費	500,000	149,873	△ 350,127
保険料	50,000	35,780	△ 14,220
(管理費)	452,400	198,960	△ 253,440
旅費	100,000	37,426	△ 62,574
事務費	30,000	65,139	35,139
通信運搬費	50,000	96,395	46,395
会費等	15,000	0	△ 15,000
予備費	257,400		△ 257,400
合計	1,212,400	1,226,363	13,963

繰越金	261,945
現金	95,821
常陽銀行	100,709
ゆうちょ	65,415

未払金	51,025
-----	--------

その他事業

収入の部

費目	予算額 (円)	決算額 (円)	増減 (円)
事業費	500,000	0	
合計	500,000	0	

支出の部

費目	予算額 (円)	決算額 (円)	増減 (円)
事業費	400,000	0	
非営利活動繰入	50,000	0	
次年度繰越金	50,000	0	
合計	500,000	0	

以上、報告します。

2020年6月21日
NPO 法人霞ヶ浦アカデミー


理事長 荒井 一美

2019年度監査報告


2019年度における会計書類、帳簿、証拠書類および現金を監査した結果、適正に処理
されていたことを認めます

2年 5月 2日

監事

山崎 波 巖 雄 

監事

滝 田 篤 信 

2020年度事業計画（案）

1 基本方針

NPO 法人霞ヶ浦アカデミーは、「湖がある暮らし」のデザインを目標に、これまでの活動をさらに発展させていきます。2021年3月には葦舟世界大会の開催を目指し、「葦舟」を霞ヶ浦の湿地の保全と、自然体験が出来るコンテンツとして確立を目指します。「生き物アカデミー」事業においては、子どもたちが野外での活動が重要であるとの観点から、継続していきます。

2 理事会等の運営

毎月第3日曜日の午後に定期的に理事会を開催します。

運営はできる限りオープンにし、オブザーバーの参加を歓迎します。

3 特定非営利活動に係る事業

(1) 生き物アカデミー講座開催 年12回実施

霞ヶ浦における観察会を中心に魚類の採集や調査を行います。霞ヶ浦の伝統的な漁法を学びながら、湖と暮らしがどのようにつながっていたかを学ぶプログラムです。子供たちの問題解決能力・生きる力・自主性向上を狙います。葦原の手入れ、定期観察、葦舟の作成を含む年間プログラムを実行します。

日時：毎月第三日曜日 9:00～12:00

参加費：無料

対象：小学生以上

集合：道の駅たまつくり（行方市玉造甲1963-5）

各回のテーマ：

4月19日 フナの産卵調査

5月17日 「たかっぱ」製作と魚とり

6月21日 「たかっぱ」引き上げと魚とり

7月19日 手賀ふれあいの森の観察会

8月16日 カヌー体験

9月20日 カヌー体験

10月18日 昆虫観察会

11月15日 「投網」教室

12月20日 葦舟をつくろう1 葦刈り

1月17日 葦舟をつくろう2 葦舟パーツ組み立て

2月21日 葦舟をつくろう3 葦舟に乗る

3月21日 フナの産卵調査

(2) ニホンウナギ杯争奪！葦舟世界大会の開催

【目的】湖岸で自ら葦を刈り、その葦を束ねて自ら葦舟を作り、その葦舟を自ら漕いで、その性能を競う大会を実施することで、葦原を整備しながら、湖とつながる人を増やすことを目的とする。

【開催日】2021年3月6日および7日 小雨決行

【場所】(葦刈り)高須崎の湖岸、(葦舟作成)高須崎公園の南側駐車場、(競技)霞ヶ浦大橋の南側、行方市側からスタートして橋中央付近で折り返すコース

【関連行事】葦舟フォトコンテスト

(3) 霞ヶ浦に親しむ事業

(a) 親水事業

行方カヌー部と連携し、カヌーなど水と親しむ活動を推進していきます。

(b) 魚食の普及

霞ヶ浦の水産資源の普及に係る活動を推進していきます。

(4) 霞ヶ浦講座 年4回開催

平成20年11月以来64回にわたって毎月一回開催してきた講座を、霞ヶ浦の環境、生物、歴史、開発等に関係するテーマについて4回程度実施します。茨城県霞ヶ浦環境科学センターの事業である湖上スクールを活用した講座、常陸川水門の魚道の夜間観察会を開催します。

(5) 調査研究事業

(a) 自然の研究

ニホンウナギの資源研究

絶滅危惧種IB類に指定された本種について、すでに研究を始め、その成果は会報で取り上げました。本種の保全には霞ヶ浦の適正な管理が必要であることが明らかになりつつあるので、より精度の高い研究に取り組み、ウナギ復活のための提言を行います。

ビオトープの設置と生物多様性の研究

生物群集の生息空間であるビオトープを造成し、生物多様性の変化を観察します。

(b) 六次産業化に関する研究

魚醤の試作および研究

霞ヶ浦には豊かな水産資源がありますが、淡水魚を食す習慣がなくなりつつあります。霞ヶ浦の水産業を活かすために、六次産業化が必要と考えます。その1つとして、魚醤の試作を行います。また魚醤試作にあたり、私たちも漁業技術の習得を目指します。

(6) 日越農村漁村交流事業

経済成長とともに衰退した日本の漁村、農村の姿を見て、発展途上国ベトナムにおける持続可能な地方の在り方を考えてほしいと思い2017度から開催しています。2020年度は春の交流会の開催を見送り、秋大会のみ実施します。

(7) 広報事業

海夫通信を4回発行します。ホームページはコンテンツを充実させます。ブログ、フェイスブックは定期更新し情報を発信します。

2019年度予算(案)

特定非営利活動に係る事業

収入の部

費目	予算額(円)	前年度決算額(円)	増減
前年度繰越金	261,945	362,382	△100,437
入会金・会費	70,000	65,000	5,000
事業費	200,000	168,075	31,925
寄付金	200,000	212,850	△12,850
助成金	500,000	680,000	△180,000
その他事業から	50,000	0	50,000
雑収	55	1	54
合計	1,282,000	1,488,308	-206,308

支出の部

費目	予算額(円)	前年度決算額(円)	増減
(事業費)	660,000	1,027,403	△367,403
会議費	10,000	10,677	△677
報償費	150,000	218,500	△68,500
消耗品費	300,000	612,573	△312,573
印刷費	100,000	149,873	△49,873
保険料	100,000	35,780	64,220
(管理費)	622,000	198,960	423,040
旅費	300,000	37,426	262,574
事務費	100,000	65,139	34,861
通信運搬費	100,000	96,395	3,605
会費等	30,000	0	30,000
予備費	92,000		92,000
合計	1,282,000	1,226,363	55,637

その他事業

収入の部

費目	前年度決算額 (円)	予算額 (円)	増減 (円)
事業費	0	500,000	500,000
合計	0	500,000	500,000

支出の部

費目	前年度決算額 (円)	予算額 (円)	増減 (円)
事業費	0	400,000	400,000
非営利活動繰入	0	50,000	50,000
次年度繰越金	0	50,000	50,000
合計	0	500,000	500,000

議案第3号

役員を選任 (案)

役名	氏名	
理事	荒井 一美	新任
理事	額賀 勝男	
理事	伊藤 秀真	
理事	大野 真由美	
理事	柏村 忠志	
理事	菊地 章雄	
理事	喜多見 照男	
理事	栗又 衛	
理事	原田 泰	
理事	森 保文	
監事	濱田 篤信	
監事	岩波 嶺雄	
事務局長	菊地 章雄	
会計	額賀 勝男	

敬称略

特定非営利活動法人霞ヶ浦アカデミー定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人霞ヶ浦アカデミーという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県行方市浜370番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、霞ヶ浦を中心とした水環境の調査研究を基に、人材育成に関する事業を行い、地域の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 科学技術の振興を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行なう団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 環境教育による各種人材育成講座の開設及び管理運営事業
- (2) 霞ヶ浦を中心とした湖沼等水圏に関する調査研究および情報発信事業
- (3) 霞ヶ浦等の水圏に関するシンポジウム、講演会、協議会等の開催事業
- (4) 環境や生物に関係する博物館等の施設の管理運営の請負事業
- (5) 霞ヶ浦等の水環境保全を推進する事業
- (6) 漁業等地域の基幹産業を通じたまちづくりの支援事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 水質検査や調査研究等の請負事業
- (2) 書籍、図書の発行および販売事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、

理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出品品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出品品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上15人以内
 - (2) 監事1人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、1人以上3人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、原則として、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入

- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、

軽微な事項として法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、この法人の主たる事務所の掲示版に掲示して行う。

第 10 章 雑 則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	荒井 一美
副理事長	木村 陽一
副理事長	野口 淳夫
副理事長	原田 泰
理事	尾崎 遼平
同	菊地 章雄
同	瀬川 正明
同	浜田 篤信
監事	岩波 嶺雄
同	宮内 徳二
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | |
|---------|------|------------------|
| (1) 入会金 | 正会員 | 1, 000 円 |
| (2) 年会費 | 正会員 | 3, 000 円 |
| | 賛助会員 | 10, 000 円（1 口以上） |

NPO 法人霞ヶ浦アカデミー 2020年度 通常総会 資料

発行 NPO 法人霞ヶ浦アカデミー

理事長 荒井一美

発行 2020年6月

連絡先 茨城県行方市浜370-1 A-1 建築事務所内

Facebook <http://www.facebook.com/kasumigauraAC/>

ブログ http://blog.livedoor.jp/kasumigaura_ac/

Facebook

